

【第6回】日越共同イニシアティブ・メルマガ仕立て

皆様こんにちは。日本大使館の下村です。

本日は、WT 4-2（法制度・運用）について、現在の議論を御紹介させていただきます。リーダーは、第二タンロン工業団地白石社長に務めていただいています。特に知的財産についてはホンダベトナム五十嵐社長、電気電子製品リサイクル制度についてはパナソニックベトナムの杉浦部長にサブリーダーを務めていただいています。

（参考）日越共同イニシアティブのポータルサイトができました！こちらのページより、フェーズ1から現在に至るまでの全ての情報を御覧いただけます。また、このメルマガの内容も、下記サイトから御覧いただけますので、御活用ください。

<http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/Joint-Intiative-index.html>

さらに、JICA ホームページにも、日越共同イニシアティブのサイトができました！こちらも併せて御活用ください。

<http://www.jica.go.jp/vietnam/office/information/event/120521.html>

【背景】

このWTは、法制度・運用について、過去からの継続案件や、商工会から要望のあった案件を取り上げています。

【行動計画の概要】

第一に、「①取締役会の決議ルールの改善」です。イニシアティブ・フェーズ1の大きな成果の一つとして、2005年11月に（共通）投資法が成立し、外資・内資が同一環境下で投資できるようになりました。しかしながら、2012年になった今なお、旧外国投資法の規定に基づいて設立された企業の中には、旧法に基づき、取締役会において全会一致でなければ定款を修正できないため、全会一致ルールを余儀なくされている企業もいらっしゃいます。本件は、ベトナム国会まで巻き込み複雑化しておりますが、WTO加盟国であるベトナムは、実現しなければならぬ措置であるため、こちらをあきらめることなく、引き続き要求を提示しています。

第二に、「②国別外国投資実効額の開示」です。ここ2年ほど、国別実効額のデータが更新されなくなっています。また、最近では、FDI実効額の信頼性も疑われている状況です。ベトナムにとって重要なのは、認可額よりむしろ

ろ実効額であるわけで、イニシアティブの成果を明確化する観点からも、ぜひ、正確なデータを開示して欲しいと考えています。下心としては、日本は、最近まで、国別実効額が1位、認可額4位という地位に甘んじていたところ、実効額をプレイアップしたいと考えていました。ところが、直近の日本の対越投資の勢いはすさまじく、本年2月22日をもって、日本は認可額でも国別で第1位の地位に躍り出ましたので、もはや胸を張って、第一位の投資国であると言えるようになりました。

第三に、「③知的財産取締強化」です。法制度面の整備は過去からの取組でかなり改善しているので、あとは運用面の課題です。しかしながら、国民、行政双方の意識改革の問題でもあるので、時間と忍耐が必要な取組であると感じています。JICAの支援も得つつ、6月には日本の特許庁からも長期専門家をお招きすることとしており、ベトナムの運用体制強化にじっくり取り組みたいと考えています。

第四に、電気・電子・その他製品のリサイクル制度設計です。皆様、ベトナムでも電気電子製品、自動車、バイクなどのリサイクル制度が施行されようとしていることを御存じでしょうか？どんな古いバイクでも上手に修理して乗りこなすこの国で、これら製品のリサイクル目標を設定、事業者又は輸入者に当該目標達成義務を課す、こういったスキーム案が検討されています。リサイクルそのものはとても良いことだと思いますが、実現可能でなければ絵に描いた餅に終わってしまう。画餅で終わればまだしも、目標未達の罰則のみが企業側に課せられることとなっては大変なことになります。「うちの会社は大丈夫かしら。」と御心配される企業がいらっしやいましたら、ぜひともJBAV事務局までお問い合わせください。もちろん、WTのメンバーとして一緒に働きかけに御参加いただくことも大歓迎です。

【現在の取組の状況】

いずれの論点も、ベトナム側に制度改善又は運用強化を求めるものであり、現状は、意見交換や働きかけを継続しているという段階です。特に第四、電気電子その他製品のリサイクル制度については、毎度、激しい議論を続けていますが、まだまだ相互の認識に大きな差がある状況です。あの手この手を駆使して、粘り強く交渉を続けていきたいと考えています。

【リーダーより一言】

フェーズ3に引き続き法制度・運用を担当させて頂いています白石です。進出企業の投資環境改善に向けた日越両政府の本取り組みには大いに感謝し、全力で取り組んでいきたいと思う一方で、フェーズが進む毎に難易度が高くなっ

ている行動計画に、自分自身の力不足を思い知らされる今日この頃です。当チームはサブリーダーの皆様でもっているチームなので、皆さんに早々に御挨拶のスペースをお譲りさせていただきます。

【WT4-2（3）サブリーダーより一言】

4月より、前任の大西に代わり赴任しました五十嵐と申します。赴任そうそうですが、③知財取締強化のサブリーダーを務めさせていただきます。

さて、ベトナムでは、日越イニシアチブフェーズ3までの取り組みの成果もあり、2009年に旧来の知的財産権法が改正され、2004年公布の競争法と併せて、模倣品に対する法整備が進んできました。しかしながら、ベトナムにおいてはまだ知財に対する関心が乏しく、また、多数ある執行機関の権限が不明瞭であることや複雑な手続きが必要であることから、模倣品対策が効果的なものとなっていない。

この現状に対し、フェーズ4では、日本におけるノウハウを提供しながら、各関係執行機関の役割明確化、能力強化を図っているところです。

私自身、中国の駐在と担当時にはDead Copyと呼ばれた知財問題に直面し、現地と日本で取り組みを行って参りました。微力ながら、ベトナムの知財をとりまく状況を我々企業にとって少しでも改善できるよう、実態を学び、鋭意取り組んで参りたいと存じます。

各企業の知的財産権を守ることは、ベトナム市場が健全に発展し、工業化を果たすために必要不可欠なことだと信じています。

皆様の事業におかれましても、御社知財権の侵害に直面された事例がございましたら、ベトナム政府に対して現状の認識と危機意識を持って頂きたいと思っておりますので、是非とも当WT4-2宛てに情報共有を頂ければ幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

【WT4-2（4）サブリーダーより一言】

当WTのサブリーダーを担当しておりますパナソニックの杉浦と申します。廃棄製品（電気、電子と環境保全法で規定されるその他の製品を回収、処理する制度の設計というテーマで議論しております。過去の日越共同イニシアチブでは、フェーズ2で一度環境関連テーマとして「環境規制の適正な施行」があげられたことがあります。環境が投資環境の改善テーマとしては、取り上げられにくいものでした。しかし、企業経営にとって環境でいかに社会に貢献できる事業を推進していくかということは重要課題の一つであり、ベトナム社会の発展には不可欠な分野となっております。

元々、廃棄製品のリサイクルは、2006年に制定された環境保護法の第67条に

その対象商品と生産者・輸入業者の回収・処理の責任が規定されていましたが、その具体的な実施細則が決められていないため、天然環境資源省が実施に向けて、首相決定や通達の内容ドラフトについて2年前から準備をしておりました。日本商工会としても、何度か内容について反対の見解表明を行っていますが、ベトナム政府側は、一貫として生産者拡大責任という海外での概念を持ち出し、消費者からの回収からリサイクル処理まで、生産者と流通業者に費用からシステム構築までほとんどの責任を持たせるような考え方でおります。

今回のイニシアティブでは、リサイクルシステムの構築は、社会インフラとして非常に重要であることは、日本側としても世界的な潮流からも基本的に賛成を表明しておりますが、生産者や流通業者のみが作れるものではなく、より持続可能性のある社会システム構築を目指し、消費者責任や行政側の責任を明確化していくことで実施することができれば、外国投資にとってもより魅力ある市場として発展していけるという観点からの議論を目指しています。

しかしながら、現在までの議論では、双方の思いに基本的なずれがあり、うまくこちらの意図が伝わっておらず、天然環境資源省は企業側と十分な意思疎通を行っているとは言えない状況です。基本法では、電池・電球や電子機器などのリサイクルだけではなく、潤滑油とか、タイヤ、チューブ、バイクや自動車まで対象に入っており、常識的に生産者が消費者から回収するのに疑問符がつくようなものに対しても、過度に生産者責任を求める内容で、かつ回収率目標（昨年販売した製品の重量を母数に対する回収義務率）を設定して、一方的に生産者と輸入業者に対する報告義務と未達成分のペナルティを課するものです。

今まで日本商工会としても意見書を出しており、イニシアティブの行動計画でも納得できるまで意見を聞くということになってはいますが、天然環境資源省自身の当イニシアティブに対する理解が不十分で、WT会合もなかなか十分に持てないという厳しい状況です。

このテーマは、日本企業、とりわけベトナム国内市場を対象に事業を展開されている電機メーカーや輸入業者、自動車・オートバイ関連メーカー、流通業者にとっては極めて深刻な投資影響が出てくるものと懸念しております。ただ残念なことに、日本側の各企業の皆さまも本問題に対する関心はあまり高いとは言えません。むしろ海外のコンピュータ、事務機器関連企業の方が積極的に直接ベトナム政府にリサイクルシステムの構築に向けた提案を行っております。ベトナム側に一方的に改善を要望するのではなく、ベトナム社会の発展につながるより建設的な意見を提供できるようにしたいと思います。是非各企業の皆さまからも積極的に商工会を通じてのリサイクルに関するご提案、意見表明やWT会合への参画をお願いするとともに、各業界、個々の企業単位でも、直接

天然資源環境省に働きかけをお願いしたいと思います。

【JICA ベトナムより一言】

JICA の法制度・運用との関わりは歴史があります。JICA ではベトナム政府の1986年ドイモイ政策開始後の市場経済化への移行推進に伴い、1996年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成について協力を実施してきました。現在は、5代目のプロジェクトとして、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム弁護士連合会を主なカウンターパートとし、現場の実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえ、法規範文書の内容、運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力強化を目標として実施しています。

さて、このWTで現在のJICAが特に関わりのある国別外国投資のデータ開示について、所管省庁は外国投資庁であることから、WTには外国投資庁に派遣されている投資環境アドバイザーの辻尾専門家（JBAV 日越共同イニシアティブ特別委員長）が参加しています。

本WTについては、前述の通り、従来公表されて来たFDIの実行額が2008年末以来なされていないため、その開示を求めるものです。今まで、同データの提供を求めて来ましたが、投資認可権限が各地方政府（市・省）に移管されたことを背景に、2008年末以降、各地方政府より計画投資省に実行額の合計のみの報告があり、国別、事業形態別の実績（明細）が報告されて来ていません。今までに2011年11月10日にWT会合、11月14日にFIAと辻尾専門家及びJICA、2012年4月6日にWT会合がありました。FDI実行額のデータを入手し、公表するためにはシステムの構築と情報提供を地方省に義務付ける法整備が必要で、MPIは現在その作業を進めています。法整備については、地方省を中心とする関係者への事前公聴会の開催とその結果を踏まえた法案説明会の開催が必要になっています。近々、MPIから事前公聴会と法案説明会の計画が提出され、それに基づきJICAは辻尾専門家の活動の一環で支援する予定です。

また、知的財産取締強化について、JICAは2012年7月から「知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト」を実施します。この技術協力は、「ベトナム国の知的財産権の保護と執行を強化するための、知的財産庁：NOIPの能力が向上する」ことを目的として、知財行政に関わるNOIPを中心に、税関総局、経済警察、市場管理局、産業財産権監査部等、複数の機関の人材育成、連携及び情報共有の強化、知財権の啓蒙を活動の柱としています。世界中の多くの国で知財法の執行は複数機関にまたがり連携が十分でなかったり、司令塔が不在だったりという状況ですが、ベトナムも例外ではありません。法令では、科学技術省（MOST）は、Directive845/2011/CT-TTGに基づいて知的財産権の執行機関から執行状況に関する情報を集約し、首相に報告することが義務付けられているとともに、

NOIP は、MOST から Decision No. 14/2004/QD-BKHCN により知的財産権に関する権限を委任されています。これらが実効力を持つように、NOIP の能力強化を図るため、日本の特許庁から派遣される長期専門家を中心に、これから 3 年間、知財権の保護及び執行にじっくりと取り組んでいきます。